

2024年（令和6年）11月 日

奈良県監査委員 各位

〒634-0812 奈良県橿原市今井町2丁目5番2号

前橿原市議会議員 (印)

(連絡先) 090-3867-8200

飛鳥川河川敷の多年にわたる不法占有についての奈良県職員措置請求書

請求の要旨

十年ほど前に、監査請求者は、現在、奈良県橿原市上飛驒町135-2の住所表示を使用しているところの、飛鳥川河川敷の0番地の国有地（※正式な上飛驒町135-2の番地が、別途、近くに存在するので注意が必要である。）が、住居風の二階建ての工作物等により不法占有されていることを知り、当該占有に、当時、橿原市議会議員が絡んでいるという噂もあったため、奈良県中和土木事務所に対して、特に注意を喚起し、対処を要請した。

県は、事実を確認したものの、不法占有者への口頭指導を行うに留まり、以後十年以上にわたって放置したため、不法占有が継続しただけでなく、河川敷が追加で埋め立てられ、占有面積が、六年ほど前に約1164㎡（約352坪）だったところ、約1580㎡（約478坪）へと、約416㎡（約126坪）ほど増えることになった。

県は、立ち退きと原状回復を実現して、飛鳥川を「河川」という行政目的にかなう有り方で適正に財産管理すべきところ、これを怠り、また、原状回復までの不法占有期

間について、河川敷の占有料相当額を徴収するべきところ、この賦課徴収を怠っており、1年で約410万8000円、5年で約2054万円の損害が発生している。

県が不法占有者に対して、この損害額の不法利得返還請求や不法行為に基づく損害賠償請求を行わない時は、県職員自らが賠償する必要がある。

また、県は、公有水面埋立法・河川法・刑法等、各種の刑事罰のある違法行為の成立に気づき、是正を求めていながら、追加での埋め立て、不法占有地の拡張という犯罪のエスカレートを放置してきたわけだが、このことによる損害は、たとえ行政指導を無視されたとしても、刑事告発（告訴）を行えば防止出来るのであるから、（刑事訴訟法第239条第2項）による公務員の告発義務を果たしてこなかったことが、損害発生の一因になったと言える。

また、当該占有地は、過去に水害で被害者も出て、近所に慰霊碑が建っている場所である。「大和川水系河川整備計画 布留飛鳥圏域 2010年（平成22年）3月」により、住宅浸水対策のための河道の拡幅工事計画があることについても、指導の際に説明されているはずだが、逆に、無許可の埋立てにより川幅が減少しているので、洪水時に水位が上昇し、工作物や自動車が押し流されることにもなりかねない。土地侵奪罪や、埋立てによる護岸の形状変更の器物損壊罪により、占有者の不法利得が生じているというだけの問題に留まらず、洪水による近隣住民の被害・損害を防止するための措置を、県は怠ってきたと言える。

現在、奈良県の洪水浸水想定区域図をもとにした「橿原市洪水ハザードマップ 令和3年3月」（水防法第15条第3項）において、当該占有地は、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されており、当該占有を見過ごし続けるならば、今後の洪水被害・損害は、不法占有者だけではなく今、当該占有に対して適切な対応をとらずにいる河川管理者の責任になるということを、あわせて確認されたい。

財務会計行為の監査が可能な期間は過去1年だが、この1年の間に、2019年（令和元年）5月頃から2024年11月現在に至るまでの「民法で時効になっていない5年分の債権」（民法第166条第1項）を請求できるところ、これを怠っていることを確認する。

（地方自治法第242条）

対象となる職員等は、山下真奈良県知事・河川管理者と、荒井正吾前知事・前河川管理者である。

## 財務会計上の行為等

### 1 行為の内容

(1) 「逃したチャンス、議会答弁との落差ある現場対応」 2014（平成26年）年頃に、監査請求者は当該占有地において、老朽化した工作物を確認し、奈良県中和土木事務所に対して、「この建物がいつから存在するのか知らないが、建物が老朽化して壊れそうになっている今こそ、取り壊すチャンスだと思う。所有者に会いに行って欲しい」と、長年続いてきたと見られる不法占有を終わらせるための対処を要請した。

また、橿原市役所の税担当課を訪問し、固定資産税台帳の縦覧が可能なタイミングを調べ、工作物について課税されている相手方を確認できることを知った。

その後、原状回復を待っていたが、2024年（令和6年）に、当該占有地の前を通りがかった時に、工作物が綺麗にリフォームされて、今後何十年でも不法占有が為されそうな状況になっていたため、A県議会議員に相談した。

2024（令和6年）年8月28日に、A県議に対して県職員より状況説明があり、「十

年以上前に、この件で外部から通報があったため、口頭指導を行ったが、そのままになっている」ことが分かった。

令和6年9月24日に、県議会において森山賀文県議会議員から「河川区域の不法占有について」の一般質問があり、山下知事から、法的に対処する旨の答弁を得た。

また、それより前に、A県議より「口頭指導を行った」と伝えられたので、当該占有地の近隣住民からの聞き取りを試みたところ、今回もまた、口頭指導に対して「何を今さら」といった様子で立ち退く気配は無い、との感触を得た。三か月近く待った今も、特に動きがない。

(2) 「指導後、むしろ増えた不法占有地と損害額」 監査請求者がゼンリン住宅地図の表記の変遷や、見聞きした情報をまとめると、二十年以上前に土木建築業者がこの不法工作物を建てて使用していたが、廃業、市議関係者の手にわたり、現在は、賃貸借または権利の移転により、他者の表札が掲示される状況となっているものと思われる。

ゼンリン住宅地図の表記を知り得た限り並べる。

2004年～2010年は「桜井・桜井組」と個人宅と企業名が並記で、住所表示が今と異なる「上飛驒町57」（※現在、同住所は別の場所にもあり、異なるので注意が必要である。）、個人宅の水辺の側の建物が一棟多く、隣接して北西側に資材置き場がある。

2011年～2016年は「櫻井」の個人宅のみで、水辺の一棟がなくなっており、住所表示が上飛驒町135-2に変わっている。この時点では、すでに、工作物の所有者は、「櫻井」とは異なっている可能性がある。「桜井組」廃業に伴ってか、北西側の資材置き場の表示が無くなっている。

2014年時点では、資材置き場は使用されているかどうか分からないので、不法占有面積を、個人宅のみで約1164㎡（約352坪）と概算した。

2017年は、表示がない。

2018年～2024年現在の表示は、「(株)SS.サポート松本」である。

2018年と2019年の間に大きな違いがあり、2018年5月版では、資材置き場側の水辺は点線で区画が残っているが、地図の上には、資材置き場との表示がない。

2019年5月版では、資材置き場側の水辺の点線での区画がなくなっており、追加で埋め立てられ、面積が拡張されて駐車場になったように見える。この部分だけで416㎡(約126坪)あり、個人宅側をあわせた総面積が約1580㎡(約478坪)になっている。

また、個人宅側にも新たな工作物が設置されている。

よって、当該占有の看過により、2019年5月から2024年11月現在までの約5年で、(1年、1㎡につき2600円)かける約1580㎡で、毎年410万8000円、5年で2054万円の河川占有料相当額の徴収漏れが発生している。

(3) 「直ちに必要な水害対策」 少なくとも20年以上にわたり、代替わりしながら続く当該占有だが、県が、2014年より以前に口頭指導を行った相手方と、現在、2024年に、口頭指導を行った相手方は、同一の家族ないし事業者であると思われる。

また、「大和川水系河川整備計画 布留飛鳥圏域 2010年(平成22年)3月」が既にあることについても説明している。現地の住民からの聞き取りでは、不法占有者の側にも、「工事をやる時には立ち退かんとあかんねん」といった自覚が生じていたそうである。

(公有水面埋立法第30条)に「(河川)管理者から(工作物等の)権利者への(災害防止のための)命令について、権利者が従う義務」があるが、河川管理者からは強制力を伴う処分は行われておらず、文書指導にすら至らなかったため、かえって不法占有

者の慢心を促した可能性が高い。

不法占有者が、指導後に追加の埋め立てを行い、これが見過ごされてきたということは、二回目の指導後も、これを放置すれば、今後も更なる追加の埋め立てが有り得るということを予測させるものである。

2024年（令和6年）8月から9月にかけての2回目の口頭指導においては、（特定都市河川浸水被害対策法第3条）による「特定都市河川の指定 2021年（令和3年）12月24日」、それに基づく「大和川流域水害対策計画」49ページの「図11-4 都市浸水想定と市街化編入抑制区域（全体図）」において、当該占有地周辺が浸水区域に指定されていること、（水防法第13条第2項）「洪水特別警戒水位への到達情報を通知及び周知する河川（水位周知河川）都道府県知事指定 2024年（令和6年）3月31日付け」の中に飛鳥川が含まれていること、奈良県の洪水浸水想定区域図をもとにした「橿原市洪水ハザードマップ 令和3年3月」（水防法第15条第3項）において、当該占有地は、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていることも説明されているはずであるが、三か月近く経った今も、状況に変化はない。

ちなみに、当該占有地の中でも、水面に近い場所は3m以上の浸水予測、少し外でも1mの浸水予測が出ている。

## 2 違法又は不当の理由

（河川法第32条）に、土地占有料の徴収の定めがあり、（奈良県流水占有料等に関する条例・別表第二条関係）では、第二級地である橿原市について、「その他の工作物」に対する占有料を年額、1平方メートルあたり2600円と定めているので、当該占

有面積を概算して、占有料相当額を不当利得返還請求権（民法703条・704条）や損害賠償請求権（民法709条）を援用して徴収することが出来るが、放置している。（地方自治法第242条）の公金の賦課徴収を怠る事実となっている。

万が一、不法工作物や駐車してある自動車等が洪水で押し流され、下流域に被害が生じると河川管理者の責任が問われるが、文書による行政処分、行政代執行、刑事告発、法務局への（民法198条）占有保持の訴え（民法199条）占有保全の訴え（民法200条）占有回収の訴え等の依頼など、いずれも行われていないことは、（地方自治法第242条）の財産の管理を怠る事実である。

その中でも、とりわけ、刑事告発（告訴）に関しては（刑事訴訟法第239条第2項）に定められた公務員の義務であり、これを怠る理由がない。

その他の違法に関しては、（公有水面埋立法）の無許可埋め立て及び、許可料金の未納、（刑法第235条の2）の土地侵奪罪、（刑法第261条）の河川敷の形状変更による器物損壊罪、（文化財保護法）の無許可発掘工事、（建築基準法）の無許可建築等々の見過ごしがあるが、おおむね河川法の（第24条）不法占有及び（第30条第1項）不法工作物の使用違反と重複しているため、地図類とまとめて「（奈良県行政手続き条例第35条申請）橿原市上飛驒町135-2の住所表示を使用している工作物等による飛鳥川河川敷の不法占有に係る処分等の求め」（**事実証明書①**）として提出する。

#### 4 請求する措置の内容

(1) 土地の不法占有者に対して、立ち退きや原状回復を命令すべきである。指導では対応してもらえないのだから、行政処分を行い、それにも対応してもらえなければ、刑事告発を行うことで、不法占有を停止させた上で、行政代執行による原状回復措置を

とるべきである。

不法占有は、河川法違反であると同時に、不動産侵奪罪（刑法第235条の2）も適用される。罰則は十年以下の懲役である。埋め立てによる護岸の形状変更は、器物損壊罪（刑法第261条）も適用される。罰則は三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金もしくは科料である。そして、公務員には犯罪があれば告発する義務がある。（刑事訴訟法第239条第2項）。川幅の拡張工事があり得ること等の口頭指導後の、これに反する追加の埋め立てと占有地の拡張という悪質性に鑑みると、これらの看過それ自体が、すでに公務員としての告発義務違反と認定される事態になっているものと考えられる。

（行政代執行法第2条）行政からの命令を義務者が履行しない場合、他の手段によっては困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときに当該行政庁が命令した内容を義務者に代わって行うことができる。本件は、まさにこの条文に該当する。

（2） 当該占有が解除されるまでの期間、河川占有料相当額を徴収するべきである。1年、1㎡につき2600円かける約1580㎡で、毎年410万8000円、5年で2054万円の支払いに応じなければ、不当利得返還請求権（民法703条・704条）や損害賠償請求権（民法709条）の訴えを起すべきである。

相手方が、土地の測量をしていないことをもって、精確な算定ではないことを理由に支払いを拒否する可能性はあるが、必ずしも測量は絶対条件ではなく、債権徴収の訴えを提起することが可能である。

平成24年・27年の高槻市住民訴訟判決（**事実証明書②**）では、48ページ、49ページにおいて、境界が確定していない土地であっても、侵害範囲の特定が可能であれば請求を行わないことは許容されないと判断している。



(3) 当該占有における河川管理者は奈良県知事であるが、土地の所有者は国である。  
(民法198条)占有保持の訴え、(民法199条)占有保全の訴え、(民法200条)占有  
回収の訴え等を用いて、(国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関  
する法律第7条第1項)に基づき、法務大臣が土地明け渡しの民事訴訟を提起するよう  
法務局に対して文書申請を行い、不法占有を終わらせる事務に、国にも付き合ってもら  
うべきである。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置  
を請求します。